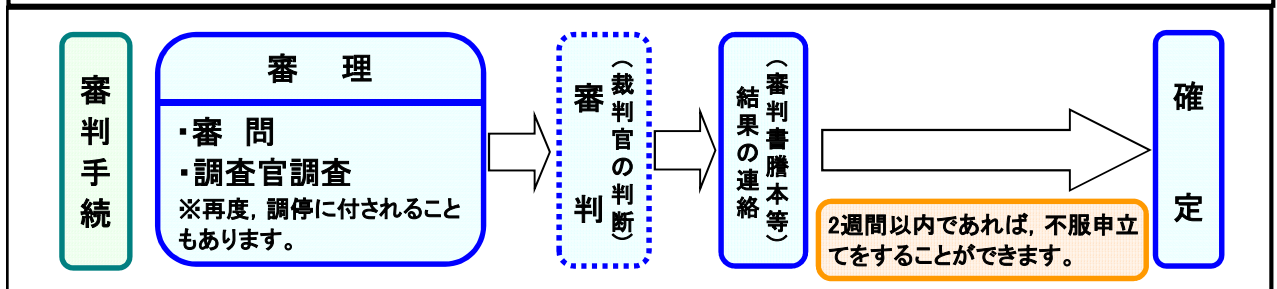
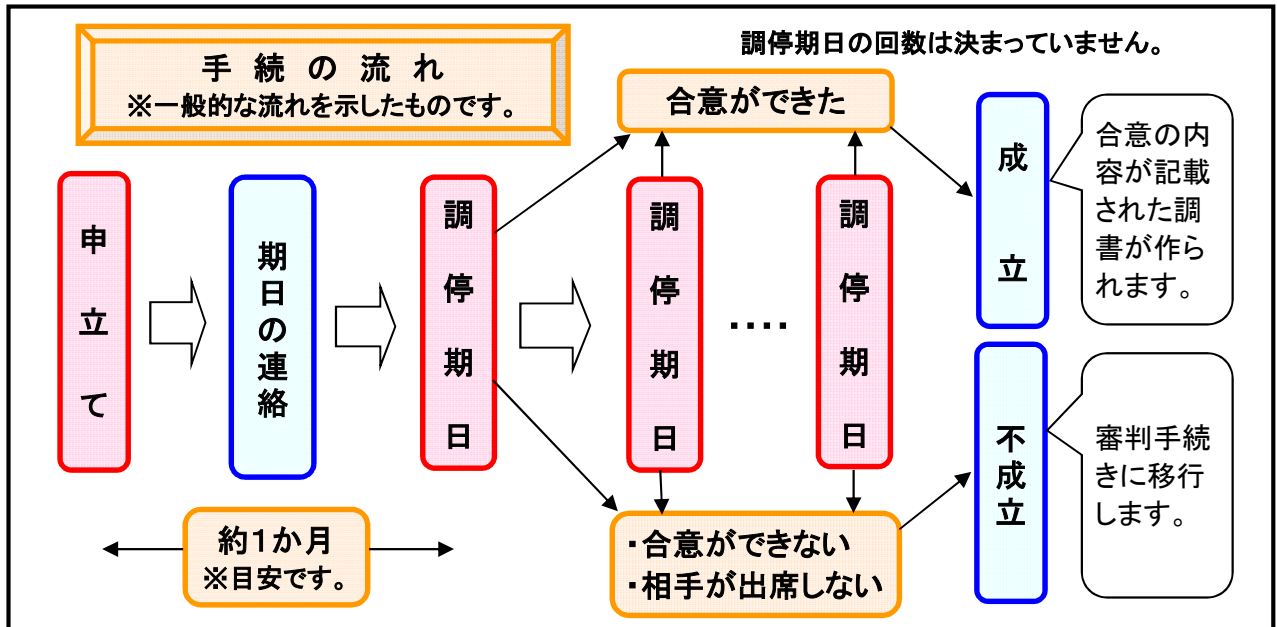


## 「財産分与」調停とは・・・

夫婦が婚姻中に得た財産を、離婚後に分配することについて、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことで（民法768条2項）。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	離婚した夫又は妻
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙 1,200円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 930円分 <b>【82円8枚, 50円3枚, 10円10枚, 2円10枚, 1円4枚】</b>
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書, 財産目録, 申立書のコピー, 財産目録のコピー, 連絡先等の届出書, 進行連絡メモ 各1通 <input type="checkbox"/> 離婚時の夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)(離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの) 1通 <input type="checkbox"/> 財産に関する資料(不動産登記事項証明書, 固定資産評価証明書, 預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し, 残高証明書等)等) ※ そのほか書類の提出をお願いすることがあります。



## よくあるご質問

### Q1 どのような財産が、財産分与の対象となるのですか？

財産分与の対象となるのは、婚姻中に夫婦の協力で得た財産(家や土地、預金、株式など)です(一方の名義で取得した財産であっても、実質的に夫婦の共有財産とみられる場合は、財産分与の対象となり得ます。)。婚姻前から各自が所有していたもの、婚姻中であっても一方が相続・贈与等により取得したもの、社会通念上一方の固有財産とみられる衣類、装身具などは、財産分与の対象にはならないと考えられています。

なお、厚生年金等の分割割合を定めたい場合は、財産分与ではなく、「請求すべき按分割合に関する処分(年金分割)」の手続によることになります。

### Q2 財産分与を請求するのに、期限はあるのですか？

裁判所に対する財産分与の請求は、離婚の時から2年以内に行わなければなりません。

### Q3 調停では、どのように話し合いが進められていくのですか？

財産分与の対象としてどのような財産があるのか、財産の取得や維持に対する夫婦双方の貢献の度合いはどれくらいかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をして、合意を目指し話し合いが進められます。

### Q4 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理を行った上、審判によって結論が示されることになります。

審判では、財産分与の対象となる夫婦の共有財産を特定し、その評価額を確定した上で、共有財産の取得や維持に対する貢献度を考慮して、夫婦双方に共有財産をどのような割合で分配するかを定め、共有財産の総額にその割合を乗じることによって夫婦双方が取得すべき財産の具体的な額を算定します。その上で、その額に見合った財産を取得することができるよう、現在の名義や管理の状況を踏まえて、夫婦のどちらがいくらの給付を行うか、給付をどのような方法で行うか(金銭の支払か、現物の分与か)といった、具体的な分与の方法を定めることになります。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

( TEL 052-223-2830 )